

令和4年度「ふくおか社会教育応援隊」事業実施要領

1 目的

教育事務所及び県立青少年教育施設（社会教育総合センター、少年自然の家「玄海の家」、英彦山青年の家）の職員（以下「社会教育主事等」）が、市町村規模あるいは広域で活動する機関・団体等が実施する社会教育関連事業に対し、依頼に応じて積極的に関わり、事業の効果的・効率的な運営を支援するとともに、地域における社会教育活動の充実及び活性化を図る。

2 対象機関

- 市町村教育委員会及び管内の教育施設（公民館、小・中・義務教育・特別支援学校等）
- 市町村社会教育・生涯学習関係課及び管内の社会教育施設（公民館、コミュニティセンター等）
- 社会教育関係団体（PTA、子ども会育成会等）
- 地域活動、社会貢献活動、ボランティア活動等に關係する団体

3 内容

（1）講師派遣

- ① 対象機関が主催する事業・研修会の支援
- ② 体験活動・ボランティア活動に関する企画・立案の支援
- ③ 学習プログラム作成の支援
- ④ 社会教育に係る調査研究活動の支援
- ⑤ その他、市町村の社会教育の振興等の支援

（2）情報提供

- ① 講師・活動内容の紹介
- ② 社会教育諸計画の策定等の支援

4 派遣申請

社会教育主事等の派遣を依頼する場合は、次の手続による。

- （1）派遣依頼を行う対象機関は、原則として派遣を要する日の1か月前までに、依頼先に電話等で派遣の可否を確認の上、派遣申請を行う。
- （2）教育事務所及び県立青少年教育施設は、派遣申請を受理後、派遣する社会教育主事等を決定し、依頼者と内容等の打合せを行う。

5 留意事項

- （1）事業の実施主体は上記2に掲げる対象機関であり、社会教育主事等はその支援を行う。なお、長期にわたる派遣や事業運営員としての派遣は行わない。
- （2）申請内容に応じて、教育事務所及び県立青少年教育施設が連携・協働して支援する。
- （3）依頼者は、派遣終了後に派遣施設にアンケートを提出する。

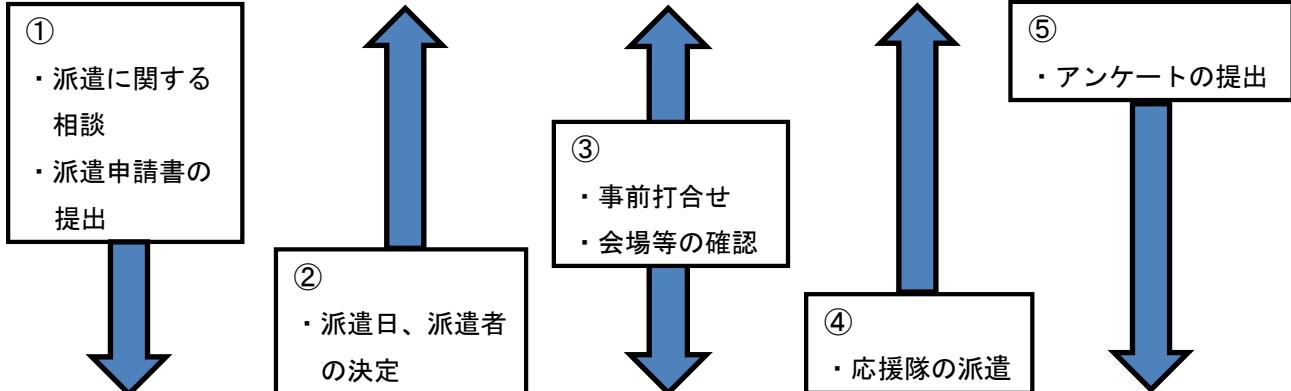
6 経費

- （1）派遣に要する旅費は、原則として派遣依頼を行う対象機関の負担とする。
- （2）社会教育主事等は、謝金及び謝金に類するものは受領しない。

「ふくおか社会教育応援隊」事業の流れ

【対象機関】

市町村教育委員会、教育施設等、社会教育関係団体 等



【応援隊派遣施設】

教育事務所及び

県立青少年教育施設（社会教育総合センター、少年自然の家「玄海の家」、英彦山青年の家）

■ 派遣例

事業・研修会の支援	1 行政職員研修（「生涯学習と社会教育」等） 2 ボランティア養成講座（「ボランティアとは」等） 3 高齢者の生きがいづくり講座（「人生100年時代に向けて」等） 4 青少年教育研修（「人材育成」「ネットワークづくり」等） 5 公民館職員等研修（「社会教育を推進する地域の拠点」等） 6 家庭教育支援講座（「家庭教育の現状と方向性」等） 7 体験活動研修会（「野外活動プログラムの立案・展開」等）
学習プログラム作成の支援	1 市町村等の状況把握（目標の設定、方策の選択等） 2 プログラム立案 3 事業運営に係る情報交換 4 事業評価
社会教育・生涯学習に関する調査研究活動の支援	1 市町村の状況把握（課題及び要因の分析等） 2 調査内容、方法の決定 3 調査の実施、結果の分析、調査の補助 4 報告書等の作成 5 その他 （「家庭教育支援」「子どもの体験活動」に関する調査研究活動等）

※ 依頼者と打合せの上、支援内容等を検討する。

※ 希望する日時によっては、派遣できない場合もある。

<例>国民の祝日に関する法律による休日、各施設等の休所日及び主催事業実施前1週間等